

14市町村での検討の結果、13町村に「地域自治区」を設置することが合意されました

「地域自治区」は、地方自治法の改正などにより制度化された地域自治組織の仕組みの一つで、地域の住民の皆さんの意見を行政に反映させるとともに、住民の皆さんと行政との連携の強化を目的として設けられるものです。合併協議会では「地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い」という協議事項の一部として協議され、設置する方向で検討してはどうかという意見も出されていましたが、その時点では、まだ法案の審議中だったことから、合併協定書では「法律の改正等があった場合には、廃置分合（合併）の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する」とこととされていました。

このような中、関係する法律が成立したことを受け、14市町村の長と議会代表、住民代表で構成する「上越市における地域自治組織の設置に関する検討会」を設置して検討した結果、合併時から、現在の各町村の区域ごとに「地域自治区」を設けることが合意されました。

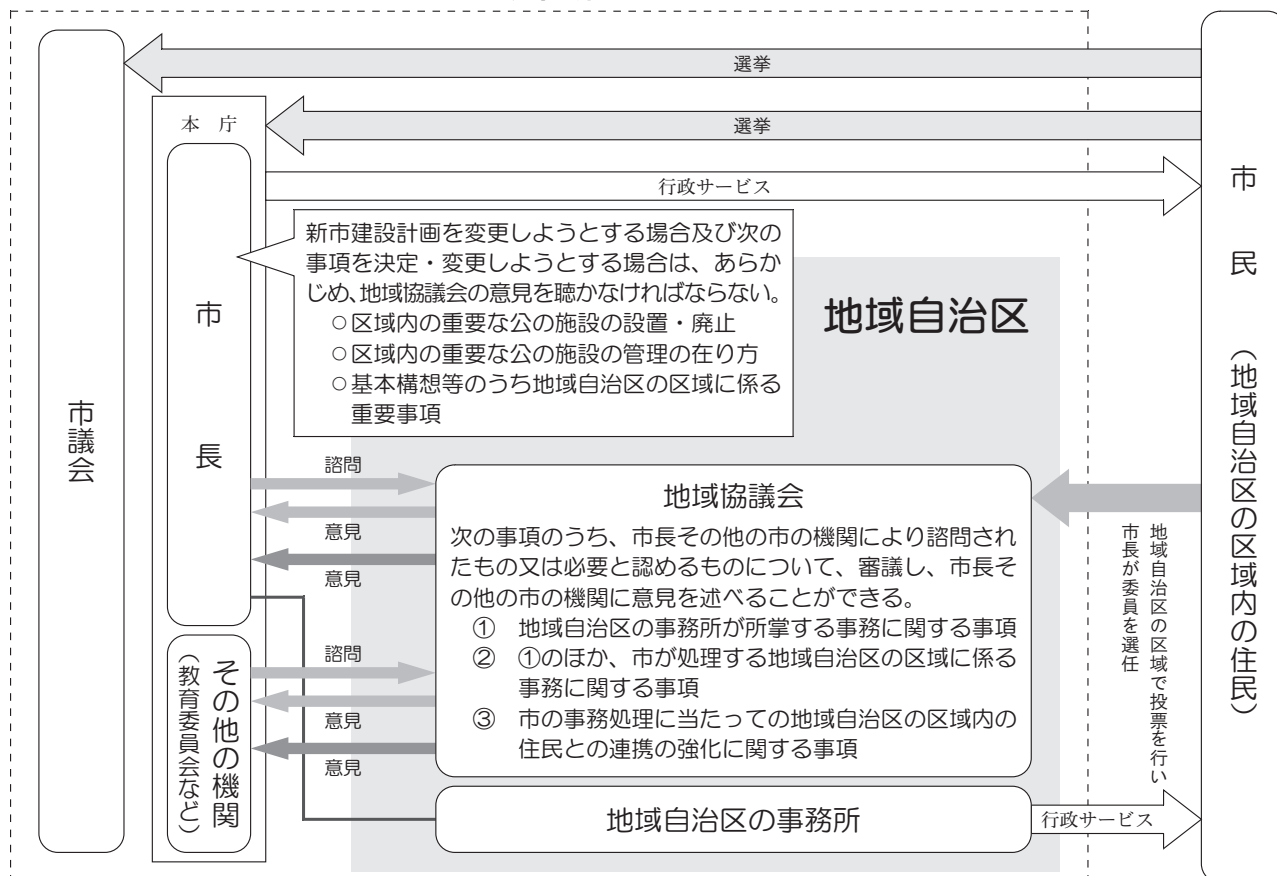
「地域自治区」には「事務所」と「地域協議会」が置かれます。また、合併に際して置く地域自治区については、特例として、区域内の住所の表示には地域自治区の名称を冠することになっています。（合併後の住所表示については5ページをご参照ください。）

なお、地域自治区の設置は、今後、14市町村の議会の議決を経て正式に決定されます。

○設置される地域自治区

安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区	頸城区
吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区	

地域自治区のイメージ



○地域自治区の事務所『区総合事務所』

合併協定書では、現在の各町村に「支所」を置くこととしていましたが、地域自治区の設置に伴い、現在の各町村には、「地域自治区の事務所」が置かれることとなりますので、支所は置かないこととしました。なお、名称は「〇〇区総合事務所」となります。（※「〇〇区」の部分は地域自治区の名称）

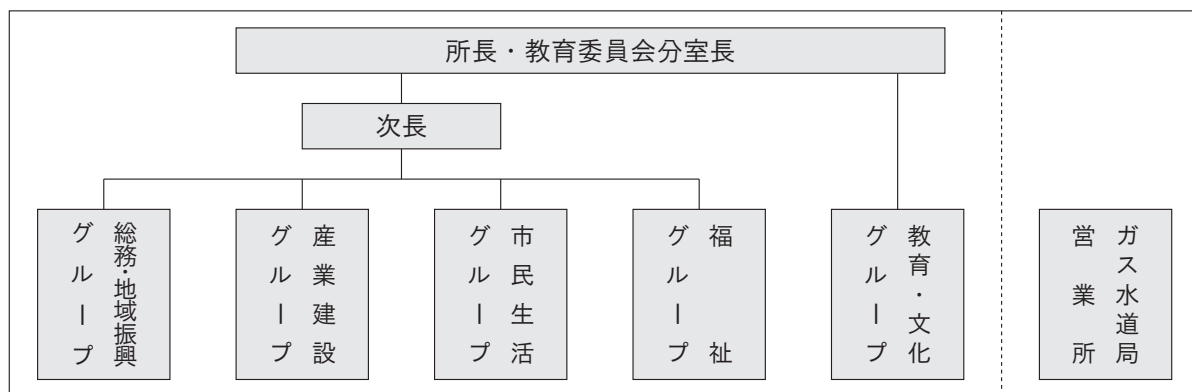
○本庁と区総合事務所の役割

- [本庁] … 上越市役所としての今までどおりの事務に加え、各区総合事務所との連携及び調整事務を行います。
- [区総合事務所] … 所管する区域内の行政サービスや事務のほか、地域協議会に関する事務を担当します。

○区総合事務所の組織

区総合事務所には「所長」を置くとともに、各分野ごとに「総務・地域振興」、「産業建設」、「市民生活」、「福祉」、「教育・文化」などのグループを置き、住民の皆さんの生活に密着した対応ができるような仕組みにします。

区総合事務所のイメージ



○各グループの主な事務（所管区域内）

●総務・地域振興グループ

新市建設計画の地域事業の実施や地域協議会の運営、コミュニティプラザ、地域振興、防災などに関すること

●産業建設グループ

農林水産や商工観光、道路、除雪、下水道などに関すること

●市民生活グループ

戸籍や住民基本台帳、市税、国民健康保険、各種年金、環境衛生などに関すること

●福祉グループ

福祉や保健事業、介護保険などに関すること

●教育・文化グループ

学校教育や生涯学習などに関すること

※区総合事務所の組織と別にガス水道局の「営業所」が置かれます。（安塚町、浦川原村、大島村、牧村の4町村では平成17年3月31日まで区総合事務所が事務を担当します。）

○地域自治区には地域協議会を設置

地域自治区には、地域の意見を取りまとめ、行政に反映させる「地域協議会」が置かれます。

地域協議会は、市の事務で地域自治区の区域に係るものなどについて、市長やその他の機関（教育委員会など）に意見を述べるすることができます。また、新市建設計画の変更や、地域自治区の区域内の重要な施設の設置・廃止、管理の在り方、基本構想等（総合計画）のうち地域自治区の区域に係る重要事項の決定・変更については、市長は、地域協議会の意見を聴かなければなりません。

○地域協議会の委員

地域協議会の委員は市長が選任することとなっており、また、選任に当たっては、地域自治区の区域内の住民の多様な意見が適切に反映される委員構成となるよう配慮しなければならないことが法律で定められています。この法律の趣旨にかなった方法として、検討会では、委員は、その区域で選挙された人を市長が選任することが合意されました。

これを踏まえ、委員の選任に当たっては、公募を行い、応募者について、その地域自治区の区域において投票を行うことなどを定める条例が、上越市の議会に提案されています。また、応募者が定数に達しない場合、投票は行わず、市長が必要に応じて委員を選任できることになっています。

最初の委員については、投票は、市議会議員の増員選挙と同日に行うことが考えられており、任期は市議会議員と同じ平成20年4月までです。

また、地域協議会は住民の皆さんの主体的な参加を期待するものであることから、他の審議会等とは異なり、委員は無報酬となります。

○地域協議会の委員の定数

安塚区12人	浦川原区12人	大島区12人	牧区14人	柿崎区18人
大潟区18人	頸城区18人	吉川区16人	中郷区14人	板倉区16人
清里区12人	三和区16人	名立区14人		

○地域自治区の設置期間

このたび設ける地域自治区は、法律により、期間を定めることとされています。ただし、設置期間は合併後に条例で変更することができ、また、現在の上越市の区域にも地域自治区を置くことにより、地域自治区を恒久的な仕組みにすることもできます。このようなことを考慮し、地域自治区の設置期間は5年間とすることになりました。設置期間終了後の取扱いについては、5年の間に市民の皆さんの声をお聞きしながら検討していきます。

■合併と同時に安塚町のコミュニティプラザが開館

コミュニティプラザは、13町村の役場等の施設を転用し、地域における活動や交流の拠点としようとするもので、現在、それぞれの町村ごとに、どのような施設とするかについて具体的な検討が行われています。

このような中、安塚町では、合併と同時にこれまでも地域活動の場として利用されていた安塚町町民会館をコミュニティプラザに転用し、その管理をNPO法人が行うこととしています。（議会の議決を経て正式に決定されます。）

今後、安塚町以外の12町村の区域においても、現在の役場庁舎や公民館などをコミュニティプラザとして利用できるよう準備を進めます。